

# 福祉環境委員会記録

平成 30 年 6 月 27 日 (水)

9 時 57 分 ~ 11 時 55 分

全員協議会室

【委員】柳楽委員長、上野副委員長

　　村武委員、布施委員、芦谷委員、田畠委員、瀧谷委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、久保健健康長寿課長、

　　河上子育て支援課長、白根地域医療対策課長、湯浅統括保健師

〔市民生活部〕斗光市民生活部長、猪木迫医療保険課長、塙総合窓口課長、

　　野田環境課長

〔金城支所〕吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

〔旭支所〕塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

〔弥栄支所〕河上弥栄支所長、小池弥栄支所市民福祉課長

〔三隅支所〕斎藤三隅支所長、田城三隅支所市民福祉課長

〔上下水道部〕河野上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、桑原下水道課長

【事務局】新開書記

---

## 議題

1 議案第 47 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

2 議案第 48 号 浜田市病後児保育室条例の制定について

3 議案第 49 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

4 陳情審査

(1)陳情第 15 号 病児保育 斎藤医院の名誉回復に関する陳情について(継続審査)

(2)陳情第 30 号 病児病後児保育の混乱を防ぎ、斎藤医院の名誉回復に関する陳情について

(3)陳情第 31 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する陳情について

5 執行部報告事項

(1)浜田地区広域行政組合介護保険事業に係る浜田市関連事案について

(健康長寿課)

- (2)水道料金の改定に伴う市民周知について(管理課)
  - (3)浜田市街地管路更新工事実施設計業務委託の発注について(工務課)
  - (4) (仮称) 新浜田 ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書  
縦覧について (環境課)
  - (5)その他  
(配布物)
    - ・浜田市人口状況(平成 30 年 2 月末～4 月末)
- 6 所管事務調査(提出資料)
- (1)病児・病後児保育室の比較について
  - (2)平成 30 年 6 月浜田市議会定例会条例議案新旧対照表(福祉環境委員会)
- 7 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

## 【会議録】

(開議 9時57分)

柳楽委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開会します。ただいま出席委員は8名で定足数に達しております。それでは、さっそく議題に入ります。

それでは、本委員会付託されました、3つの議案と陳情3件の審査に入ります。

### 1. 議案第47号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

西村委員

閣議決定の文章を少し読みましたが、文章が難しくてどう理解すれば良いのか。この説明資料はむしろ完結にまとめてあると思います。省令改正の中身がそのまま条例改正の中身になっているようなので、省令の改正内容についてご説明いただきたいと思います。

子育て支援課長

4月27日に交付された29年の地方からの提案等に対応したものだと聞いています。改正点は3点ございまして、1点目は代替保育にかかる連携施設の確保義務を緩和されたこと、2点目は、家庭的保育者が自分の家で保育を行おうとする場合、家の中で調理しなければならないという規定の猶予期間10年間の延長が設けられたこと、3点目に家庭的保育者の家で保育が行われている場合、食事の提供に対して外部搬入が可能になり、外部施設のところが拡大されました。全て事業者にとっては有利になったと考えられます。

西村委員

今の話を聞いても、浜田市に該当の事業所が無いためか理解が難しい。ここで言う連携協力をを行うものとは、どういうことを想定されたものですか。どういうことを言うのか、それさえ分かりません。

子育て支援課長

漠然としていてすみません。地域ニーズに合ったいろいろなタ

イプの保育受入れ事業が可能だということです。必ずしも保育士の資格を持っていない者が対応することが可能で、ゆるやかな地域でいろんなニーズにあったところで預けられるメリットがあります。その反面、幼稚園に入るとか認可保育所に入りたい、その繋ぎを連携して確保しておくとか、小規模だと他の園児との交流が難しいため、何かあった時に一緒にやっていただける連携施設。行けない時に代わりに受け入れてくれるバックに保育所、幼稚園、認定こども園等を持つことが事業の条件となっていて、ハードルが高いため、浜田市ではやってみようという声がまだありません。

西村委員

冒頭に閣議決定の話がありましたが、色々な所からの小規模保育事業者からの要望があって、それに対して「また返答するから」と、調査を国がして、検討を重ねた結果が、閣議決定がなされて省令になったのだと思います。

色々な所からそういった要望が具体的にあったのだと思います。事例も提案された中での動きなのではないかと勝手に想像します。今、我々が審議するわけだから、浜田市では具体的にこういうケースが想定されるといったものを提起して示されれば、判断しやすくなります。少しでも把握されていればお聞きしたいです。言葉だけでの認識だと理解しづらいです。

子育て支援課長

浜田市においては、元々事業がないので事例がありません。一般論として子供さんを家で預かる事業をしたい場合、自分の家で調理できるような施設を作らなくても外部から昼食を取り入れれば大丈夫とか、緩やかに揃えていけば大丈夫だとなれば、最低限の所だけ担保すれば良いという意味合いで、拡大解釈ではないかと思います。

西村委員

食事の提供について、市が適当と認める事業者からの外部搬入を可能にすると言われた場合、どういう場合を想定されているのか、少なくとも私には具体的なイメージが湧きません。

この条例改正は義務付けられたものなのか、従わないといけない規程ではないのか、そこだけお尋ねしたいと思います。

要するに私は、浜田市に事業所がないなら、現状のままで良いのではないかということが言いたいのですが。

子育て支援課長

保育所さんも浜田市にあるかどうかはわからないが、自園でやらずに外部からというところ。病院でもあると思うが、入院施設も食事を外部から搬入しておられるところとか。そういう生業をしているところを市が良いと認めれば、委託することができると思われています。2点目は、児童福祉法第34条16の2項によつて今回のケースは改正をすべきものだと判断しています。しなければいけないと思っています。

西村委員

家庭的保育者と書かれてあり、「家庭的保育者等」とはなつていません。1人から5人までとかいわゆる自分の居宅でやつてゐるようなイメージのことを言つてゐるのだと思います。市が認める事業者からの食事の提供というのがよく分かりません。

子育て支援課長

家庭的保育等でくくつてあるのは、4種類いわゆる小規模保育とか事業所内保育とかあります。その中の「家庭的保育事業」は自宅等を使って1人に対して3人くらいの子供さんを見る場合、小規模の預けられる場所なのですが、出来れば自分で食事を出して欲しいですが、それが難しいなら、連携をしている保育園等から持つてきてもよいということだったのですが、それを拡大して、それ以外でも市が認めた業者からなら良いということです。あくまでも自分のところで出してあげるのが良いとは謳つていますが、少しずつ拡大されたものです。

瀧谷委員

家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保義務という、意味さえ分かりません。

子育て支援課長

この4事業をやる時には、自分たちだけでやるのではなく必ず連携してくれる保育所、認定こども園、幼稚園等の連携施設をあらかじめ決めておかねばならないのが大前提です。

瀧谷委員

都会の、待機児童が多くて保育所が見つからず、場所も確保できない所の緩和措置のようなイメージです。それでなつかつ条例も変更しなければならないようなことは、将来的に浜田市として、夜間保育等に事業者が参入されることをイメージされているのでしょうか。浜田市の場合、現状、社会福祉法人が園を経営している状況においてこういうことが起こり得るのですか。

子育て支援課長

夜間保育事業とは切り離して考えています。これは、子ども子育て支援法ができた時の一つの目玉ということで各市町村が有

る無しに関わらず条例化されていると思われます。県内でも松江市、大田市は取り組んでいますが、全市町がやっているわけではありません。浜田市で考えられるとしたら、事業所内保育事業が考えられます。例えば大手事業所が社員用の保育をやっていて、社員以外で地域の子供も枠を決めて預かるとか、今後も大手の企業の場合は取り組む可能性はあります。また、家で子供さんをみたいとか、個々の方が相談に来られた場合にも条例を整備しておかないと対応できないので、整備しておくものです。が、今現在、浜田市の各保育所においては、保育士不足の中、頑張ってやっておられますので、市の方から敢えてこの事業を勧めていることはありません。

柳楽委員長

その他にございませんか。

( 「なし」という声あり )

## 2. 議案第 48 号 浜田市病後児保育室条例の制定について

### 所管事務調査 (1) 病児・病後児保育室の比較について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

健康福祉部長

所管事務調査で関連資料を提供しているので、ここで説明させていただきたいのですが。

柳楽委員長

ではここで所管事務調査も併せてお願ひします。

( 以下、資料をもとに説明 )

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

回復時にある児童とは、どのようなことを指すのですか。病状は、風邪とか骨折とか気管支炎等色々あり、都度判断は難しいと思います。

子育て支援課長

子どもさんの症状によって線引きが難しいですが、高熱があるとか絶対安静期を過ぎてあと何日かで登校できそうだが、もう少し様子見をする場合等が該当するかと思います。詳しくはかかりつけ医の判断に任せます。

布施委員

よその病児・病後児保育の例を見ると、37 度以下の熱など、当日の親の判断も必要な部分がある程度あると思います。あんず保育園でやっていた現場の声を参考にされたのでしょうか。

子育て支援課長

これまでも委託機関にお話を聞きましたが、これから準備段

	階でもこれまでのノウハウや医師会の判断も伺いながら早急に詰めていきたいと思います。
布施委員	病後預かる期間は何日間ですか。
子育て支援課長	1週間と一応定めていますが、それも要相談と言うか、不測の事態には対応したいと思います。
布施委員	断片的ですか、連続的ですか。
子育て支援課長	初日から連続で7日間です。
布施委員	定員3名とのことです、インフルは病後の方が大変です。定員オーバーの場合は受け付け順ですか。
子育て支援課長	たまたまのことなら市の職員体制が整えば4名くらいは対応出来ると思いますが、何人でもというわけにはいかないので、申し込み順で行きたいと考えています。定員オーバーが続くようなら定員の見直しもしなければなりません。専門職の確保にも繋がってきます。ご家族には申し訳ないですが、どこかで線引きさせてもらわないとならないと考えます。
布施委員	定員オーバーしそうな時期、季節がある程度分かると思います。早く予測して体制を整える必要があると思います。
	使用料2000円のことですが、それにはミルク、おやつ、昼食代等は含まれているのでしょうか。
子育て支援課長	今までと同様なのですが、給食制度がないので持ってきていただきます。おやつも持参いただくように周知しています。
	2000円はあくまで使用料で、個々に必要なものは全部保護者さん負担で持ってきてもらうことになります。
柳楽委員長	他にありませんか。
瀧谷委員	これまでのあんず保育所と比較してのマイナス要因は、土曜日がないのと、病児がないのと、受け入れ定員数が減ることです。これまでの一番ピーク、流行性の何かが流行った時は、7、8人という実績が予想されるのと思います。
子育て支援課長	今までの事業者さんも受け入れ定員は定めておられましたが、4名がたまにある程度でした。冬場が確かに多いかと思いますが、何かの月に激増しているケースは見受けられません。
瀧谷委員	職員さんで臨機応変に対応いただく等、流動的に対応していただきたいと思います。病児保育の場合は医師免許をもった先生が

必要だが、病児と病後児の判断はかかりつけ医に任せることですが、区分けが難しい。病後児という言い方をして、ある程度病児も受け付けるということでこれをスタートするのが本音なのですか。

子育て支援課長

定員を一応 3 名にしているので、それに対して 6 名も 7 名もというのは難しいですが、県と相談して柔軟に対応し、なるべくマンパワーで期待には応えたいと思います。

病児・病後児の線引きですが、うちはお医者さんがそばにおられない前提なので、医師不在でやってはいけないわけではないですが、保育所がやるのは病後児のみというケースが多々です。

村武委員

あんず保育所の時と同様に、利用するには事前登録が必要のことですが、登録をされてない方の駆け込み利用はないのでしょうか。

子育て支援課長

あんず保育所でも、飛び込み利用を希望する方はおられました。それでも一旦市役所に事前登録いたしました。その理由として、予防接種の履歴とかこれまでの子供さんの状態を把握しておかないと、病気の子供さんを預かる重みがあるため、そういう体制をとらせていただいている。

村武委員

職員体制ですが、看護師・保育士各 1 名というのは恐らく嘱託でしょうが、嘱託は月に何日と決まっていたかと思います。例えば用事で休まなければならない時の対応は、どうされますか。

子育て支援課長

6 時間勤務で毎日という雇用形態にさせてもらうので、午前 2 名、午後 2 名入っていただきます。それでも、もしもの時にパートも募集します。それで足りなければ資格を持った職員に声かけして、2 名体制にしたいと考えています。

芦谷委員

今時点のニーズは掴んでおられますか。

子育て支援課長

今現在、いつ再開されるのかといった声はたまにあります。どうしても困っておられる方は、ファミリーサポート制度を利用していただきますが、実績は月に数件です。多分ご不便はかけていたと思います。

芦谷委員

土曜日が閉館とのことですが、あんず保育室は土曜は開いていました。市役所本庁は休日診療所もやっている手前、庁舎の管理上、開設しないのは説得力がないように思いますが。

子育て支援課長

あんず保育所の 28 年度の土曜利用は、年間で 12 日、のべ 15 人、11 世帯でした。多くはないと判断し、まず月～金しっかりやってみてから、土曜の開所をどうするか考える予定です。

芦谷委員

医師会との連携という話ですが、小児科や病院と病後児保育室との直通電話を設ける予定ですか。

子育て支援課長

直通回線を引くつもりで予算要求しています。また、医師会長さんには、今回議会で提案させていただくことを説明し、協力いただける項目等を事前に説明させていただいている。今回これが認められれば、各医療機関にお願いに回るつもりです。

西村委員

病後児だけ対応すると謳えば、今までと違った流れが生まれます。利用を考えている方との摩擦が起きるのではないか。広報も、実際の対応も相当上手くやっていかないと、やらざるを得ないからやったということだと、かえって問題が大きくなってしまうような可能性も、無いことはないと感じました。非常に心配しています。

食事のことが言われていましたが、要するに自己解決だろうと思います。国が 27 年に出した要綱に従うと、調理室を設けることが条件となっていますが、今回のはどうなっていますか。

子育て支援課長

ミニキッチンのようなものは部屋内に設けますが、調理となると調理員も要るし難しいと考えています。あんず保育室でも自前でお願いしますということで調理しておられませんでした。調理施設に値するミニキッチンを部屋内に設けることは、事前に県から来た方にシミュレーション的に説明してご了解いただいています。

西村委員

要綱はどういう位置付けになるのでしょうか。守らなくて良いなら要綱は不用ではないですか。

子育て支援課長

調理ができるところは設けなければならないということです。実際はミルクのお湯を沸かしたりすることは必ず出てくると考えられるので、ミニキッチン設置で対応させていただきました。調理は望ましいが調理がどうしても出来ない場合は昼食提供や調理は絶対条件ではありません。

西村委員

要綱によれば、病後児対応にあたって職員研修はしないのでしょうか。

子育て支援課長

病児でも病後児でも子供さんを預かることに変わりないので、研修は積極的に受けていただこうと考えています。病児保育協議会が作ったマニュアル本が2冊あるので自己学習から始めてもらい、機会があれば受けてもらおうと思っています。

柳楽委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

### 3. 議案第 49 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

( 「ありません」という声あり )

柳楽委員長

委員から質疑はありませんか。

西村委員

改正の中身については 2 点あってそれぞれよく分かります。浜田市も利用が増えていく中で、施設も定数も増えています。支援員も増やさざるを得なくて辛い状況だと理解しています。免許についてはっきり規定されたことと、併せて資格者の幅が広がったとのことで、浜田市にとってそれが支援員確保の上で、非常に有利になる状況にあるのかどうか。現状だけお聞かせいただきたいと思います。

子育て支援課長

最初の教員免許についてはあやふやだったところが明確になったので、これは特に影響しません。支援員としては学歴によつてはこれまであてはまらなかつたが、今後は補助員として 5 年間しっかりと関わっていただければ、主任支援員になっていただけます。今後にとつて良い拡大解釈だと思います。

瀧谷委員

教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有するものというのは、10 年ごとの研修を受けて免許更新した人とのことでしょうか。

何年に 1 回かは分かりませんが、数年おきに更新が必要となつています。元々は免許持つていて、今はそれが有効でないというケースが出てきたので明確化が図られたのだのだと思います。

支援員さんは厳格な規定になったが、補助員さんは拡大になつたという理解でよいですか。

先ほど、補助員の話を出したので紛らわしかつたかもしれません。これは全部支援員になるための要件なので、学歴によつては

支援員になれないケースがありましたが、これからは5年補助員をやれば支援員になれるようになりました。

柳楽委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

#### 4. 陳情審査

- (1) 陳情第15号 病児保育 斎藤医院の名誉回復に関する陳情について(継続審査)  
(2) 陳情第30号 病児病後児保育の混乱を防ぎ、斎藤委員の名誉回復に関する陳情について

柳楽委員長

2件について審査を行います。執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

瀧谷委員

6月議会の補正にも上がっていません。現状どういう形でしょうか。

子育て支援課長

3月の内に県と調整して、浜田市として積極的に返還をするつもりはありませんが、これくらいの計算でという担当課のたたき台案を持って、県を通じて4月のうちに国に行っていると思うのですが、現時点で全く返答がありません。

村武委員

あんず保育所の看板の件は、私も気になっていました。市からあんず保育所にお話されていることがありますか。

子育て支援課長

今現在は、再開をお願いしたが今すぐは無理という回答でした。あくまで休止であり廃止とは聞いていません。今回、病児保育の大切さが解ったので、市としては引き続きお願いしていきたいので、看板について市から言うつもりはありません。

村武委員

ホームページにも休止とあります。直営の病後児保育をするのであれば、あんず保育室の休止をきちんと出していただきたいです。

子育て支援課長

ホームページなどは若いお母さんがみられると思うのでそちらでも分かるように、また新しい方も愛称を課でつけて、わかりやすく区別がつくように実施していきたいと思います。

柳楽委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

- (3) 陳情第31号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する陳情について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思い

ます。

( 「なし」という声あり )

概ね 1 時間経過したので休憩します。再開を 11 時 10 分とします。

( 11 時 00 分 休憩 )

( 11 時 10 分 再開 )

柳楽委員長

会議を再開します。

## 5. 執行部報告事項

### (1) 浜田地区広域行政組合介護保険事業に係る浜田市関連事案について

柳楽委員長

順次報告願います。健康長寿課長。

健康長寿課長

( 以下、資料をもとに説明 )

柳楽委員長

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

芦谷委員

平成 24、25 年にこういう事例があったというのを全協で説明されました。そもそもこういったものは議会側にポイントを説明する必要があるのではないか、お伺いします。

健康長寿課長

前会の調査会時点では判決云々には至っていませんでした。また 3 月の広域行政組合では、経緯も含めて説明していたという状況がありました。浜田市で起こった事案ですが、訴訟ということになると広域行政組合が被告側になります。広域行政組合から間接的に情報をいただいている立場なので、しっかりとした補足や説明がしにくいと状況があり、こちらの方からは発信しにくい内容だと考えています。

芦谷委員

虐待事案の被害者は市民になります。被告が広域行政組合とはいえ、市がキャッチボールの玉を持ったつもりで対応が必要です。施設は順調に経営されているのでしょうか。

健康長寿課長

現在は通常業務です。

柳楽委員長

その他ございませんか。

( 「なし」という声あり )

### (2) 水道料金の改定に伴う市民周知について

柳楽委員長

管理課長。

管理課長	( 以下、資料をもとに説明 )
柳楽委員長	報告が終わりました。この件について質疑がありますか。
瀧谷委員	市民の皆さん大方の理解は得られた印象ですが、その認識でよろしいですか。値上げについて反対すると明確に言わされた方は例外ですか。
管理課長	多くの方が値上げになる中、「上がるのか、仕方がない」という反応で、あまり良い顔はされません。恐らく料金改定が始まって、検針票や請求書を見て初めて気づく方もおられると思います。初めて料金改定の話が出たのは3年前で、新聞に大きく載りました。そういうしたものを見て、分かってはいても目の前で金額を見ないと分からぬのかもしれません。引き続き理解を得られるよう努めてまいります。
瀧谷委員	絶対認めないとおっしゃった方はいませんが、8割の方は不満そうでした。しかし良い水を安心して使えるように、というのが優先希望のようでした。
瀧谷委員	今回は下水道については値上げせず、前の値段でカウントするのですか。
管理課長	上水道料金と下水道料金の基本は水の使用量です。水道料金が変わることで下水道料金が変わるという仕組みではありません。
柳楽委員長	他にありますか。
	( 「なし」という声あり )

### (3) 浜田市街地管路更新工事実施設計業務委託の発注について

柳楽委員長	工務課長。
工務課長	( 以下、資料をもとに説明 )
柳楽委員長	報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

### (4) (仮称)新浜田 ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書縦覧について

柳楽委員長	環境課課長。
環境課課長	( 以下、資料をもとに説明 )
柳楽委員長	報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

( 「なし」という声あり )

(5) その他

柳楽委員長

執行部から何かありますか。

( 「ありません」という声あり )

柳楽委員長

それでは、ここで執行部からの報告事項4件について、全員協議会へ(①そのまま提出し説明とすべきもの、②資料配布のみとすべきもの、③提出の必要はないとするもの)の決定をするため、まず執行部の意向を確認したいと思います。地域福祉課長。

地域福祉課長

- (1) 資料配布のみ
- (2) " "
- (3) 提出なし
- (4) 資料配布のみ

## 6. 所管事務調査

(1) 病児・病後児保育室の比較について

柳楽委員長

先ほどの審査の際に併せて行ったので、終わりとします。

(2) その他

柳楽委員長

その他、執行部に聞いておきたいことはありますか。

布施委員

先ほどの風力発電とは別に弥栄や長見町で進めている状況を地元の人に聞くと全てが賛成の人ばかりでなく反対もあると聞いたが今後の推進の仕方はどうのようになっているのか。

市民生活部長

もう一つの風力発電、島根風力発電ですが、環境アセスの方法書の縦覧が終わり、浜田市長の意見書を島根県知事に提出したところです。その後環境大臣に提出する流れになっていますが、島根風力は、方法書の段階で金城町を外し、弥栄と長見地区に変更されています。その方法書について先日、市長意見を県知事に出したのですが、風力そのものを否定するものではないが、島根風力発電計画については会社の形態が合同会社であり、親会社の資本が10万円と懸念があること、計画位置が北側であり金城が風車に囲まれるため位置変更を希望していること、発電量が3倍になるほど一機あたりが大きいため環境への影響が懸念されるこ

と等の市長意見を検討されて、事業計画を見直し、あるいは廃止の意見書を知事に提出しました。

布施委員

再生可能エネルギーは必要だとは思います。しかし内村の人たちが反対したと聞いたので、確認のために質問しました。十分に環境に配慮して、住民の理解を得て進めていただきたいと思います。

柳楽委員長

その他にございますか。

( 「なし」という声あり )

ではここで、執行部の皆さんは退席されて結構です。

### 《 執行部退室 》

柳楽委員長

それでは、これより執行部提出の議案3件について採決を行います。

#### ○「議案第47号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○「議案第48号 浜田市病後児保育室条例の制定について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ○「議案第49号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情審査に入ります。

○「陳情第 15 号 病児保育 斎藤医院の名誉回復に関する陳情について」

本件については、今年の 3 月定例会で付託され、継続審査となつておりますが、今定例会で付託された「陳情第 30 号 病児病後児保育の混乱を防ぎ斎藤医院の名誉回復に関する陳情について」は、後半部分が同様の趣旨となつておりますので、ご承知おきください。

では、委員からご意見をお聞きします。

布施委員

継続審査になつていますが、この文章を見る限り、これで斎藤医院の名誉回復にはまだまだならないと思っています。先生がこれで認められるかどうかは分かりませんので、否決したいと思います。

柳楽委員長

他にございませんか。

西村委員

この陳情内容を読んだ時に、保育士・看護師の配置が分かるもの、勤務簿、シフト表を提出することが、この中の大きな条件というか、要件になつているように読み取れるのですが、私は果たしてそのことをやれば不明な部分が分かって、名誉回復に繋がっていくのかということで言えば、ストーリーが見えてこないので、反対というよりは本当に繋がるのか確信が持てないので、手を挙げにくい印象を持っています。

瀧谷委員

この問題は早期に解決し、斎藤先生の名誉回復して、理解の差に決着をつけて頂きたいと思って発言してきましたが、叶わないまま 1 年以上経過しています。この陳情に従うと解決が益々遅くなるように思えるので、否決します。15 号は不採択と判断します。

村武委員

私もこの件で斎藤先生の名誉回復が出来るかは分からないし、先生が名誉回復を望んでおられるかも分からないので、不採択としたいと思います。

田畠委員

私は西村委員の意見と、国と県との話が進んでない中でこの陳

柳楽委員長

情の採決をするのは問題があるので私は不採択とすべきだと思います。

○「陳情第 15 号 病児保育 斎藤医院の名誉回復に関する陳情について（継続審査）」について採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者、挙手 ]

挙手なし不採択と決しました。

○「陳情第 30 号 病児病後児保育の混乱を防ぎ、斎藤医院の名誉回復に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きします。先ほどの陳情第 15 号と本件の後半部分については、同一趣旨、同一内容ですので、前半の「看板による混乱・・」の部分について、ご意見をお聞きします。

村武委員

あんず保育所の看板の件ですが、先ほど執行部から答弁があつたように、休止の扱いとのことなのでこのままで良いと思いますので不採択としたいと思います。

瀧谷委員

名誉回復という言葉が最初に出ています。あんず保育所の看板は市民の人に分かるように、看板が立つ以上は現在休止中だというのが分かるようにするべきだと思います。ホームページを見れば分かるという問題ではありません。新聞報道があったことで多くの市民が、浜田市側に間違があるのに斎藤先生が 3000 万円を……という印象を持っていると思います。この点については陳情者の意見が正しいと思うので、一部採択としたいと思います。

柳楽委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

では、まず一部採択について決を取りたいと思います。一部採択に賛成の方の挙手を求めます。

[ 賛成者、挙手 ]

挙手少数ですので、採決に移ります。

○「陳情第 30 号 病児病後児保育の混乱を防ぎ、斎藤医院の名誉回復に関する陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮ります。

[ 賛成者、挙手 ]

挙手なしで不採択と決しました。

○ 「陳情第 31 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する陳情について」

委員からご意見をお聞きします。

( 「なし」という声あり )

○ 「陳情第 31 号 家庭保育・夜間保育制度の創設に関する陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮ります。本陳情について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者、挙手 ]

挙手少数で不採択と決しました。

以上で、福祉環境委員会に付託されました案件の審査は終了します。

## 7. その他

柳楽委員長

その他で委員から何かありますか。

( 「なし」という声あり )

それでは、委員長報告については 7 月 3 日の表決までに正副委員長で作成し、皆さんに目を通させていただきよろしければ、議場に配布したいと思います。

以上で福祉環境委員会を終了します。

( 閉 議 11 時 55 分 )

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに調査会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子